

令和4年7月29日

第 7 回 総 会

議 事 録

呉市農業委員会

# 議 事 録

日 時：令和4年7月29日（金） 午後2時

場 所：呉市役所 7階 755～758号室

## 付議事項

- 議案第 25 号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 議案第 26 号 農地法第3条の規定による許可の取消願について
- 議案第 27 号 農地法第4条の規定による許可申請について
- 議案第 28 号 農地法第5条の規定による許可申請について

## 報告事項

- 第 1 号 農地法第4条の規定による届出の受理について
- 第 2 号 農地法第5条の規定による届出の受理について
- 第 3 号 農地法施行規則第29条第1号の規定による届出（農業用施設）の受理について
- 第 4 号 非農地証明について

## その他

## 出席委員

- |            |             |            |            |
|------------|-------------|------------|------------|
| 1 番 柏木 健二  | 2 番 田中 慎二   | 3 番 谷 新子   | 4 番 宮脇 和幸  |
| 5 番 横段 登   | 6 番 高本 光之   | 7 番 立花 達也  | 8 番 水場 光輝  |
| 9 番 今井 満   | 10 番 亀山 博司  | 11 番 秋光 貴志 | 12 番 大道 正孝 |
| 13 番 長迫 秀  | 16 番 棕開地 省二 | 17 番 本末 満  | 18 番 石田 尚則 |
| 19 番 北村 正次 |             |            |            |

## 欠席委員

- 14 番 新田 隆次

## 推進委員

- 荒谷 博司 横村 満

## 事務局

- 沖元事務局長 川本事務局次長 出木田課長補佐 谷田主査 庭月野主査

(午後2時)

議長(北村)：出席者が過半数に達していますので、ただ今から令和4年第7回呉市農業委員会総会を開会します。本日の議事録署名者に、16番 棕開地委員、17番 本末委員を指名します。

なお、本日の欠席通知は、14番 新田委員から出ています。

皆さんにお願いがあります。総会の資料には個人情報が含まれていますので、取扱いにご留意ください。また、議事進行の妨げとなりますので、携帯電話、スマートフォンは電源を切るか、マナーモードに切り替えてください。

議長：事務局から配付資料の確認をお願いします。

事務局：配付資料の確認をさせていただきます。今回の事前配付として、議案書と申請農地位置図を送付しています。また、本日配付した資料は、「資料1 市町村農業委員等の公務災害補償制度について」、「【記入例】呉市農業委員会活動記録簿」及び「農業委員会活動の分類」、「令和4年度第2回農地パトロール日程」、「JA呉だより82号」です。ありますでしょうか。

議長：はい。

議長：それでは付議事項に入ります。議案第25号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とします。1番について、事務局の説明をお願いします。

事務局：1番の申請地は、川尻町森1丁目〇〇〇〇番〇ほか1筆、地目は田、面積は合計で696㎡の第2種農地です。

申請の事由につきましては、譲渡人は兼業及び高齢で耕作困難なため、譲受人に売買するもので、譲受人は経営規模を拡大し、野菜を作付けするものです。

経営面積は、自作地だけで30アール以上ありますので、下限面積10アールを満たしています。

議長：調査委員の方から、補足説明をお願いします。

今井委員：9番 今井です。申請地は、住宅街の中にあります。譲受人は、これまで隣接の農地を耕作しており、新たに申請地を取得し、野菜を植えられるとのこと。特に問題ないと思います。ご審議のほどよろしくをお願いします。

議長：それではご審議願います。ご質疑、ご意見ありませんか。

議長：なし。

議長：ないようですので、本件は、許可と決定してご異議ありませんか。

議 場：異議なし。

議 長：それでは、本件は、許可と決定します。

議 長：次に、議案第26号「農地法第3条の規定による許可の取消願について」を議題とします。  
1番について、事務局の説明をお願いします。

事 務 局：1番については、令和4年6月30日付けで、農地法第3条の規定による許可の取消願の提出がありましたので、審議を求めるものです。これは、令和3年11月に開催された農業委員会総会において審議され、令和3年11月30日付け農委指令第80号で許可した案件ですが、譲受人は農地を取得後、農地転用により建物を建築する予定のところ、錯誤により3条許可を申請したため、取消願が提出されたものです。なお、取消後、建物を建築するため農地法第5条許可申請をする予定です。

議 長：それではご審議願います。ご質疑、ご意見ありませんか。

議 場：なし。

議 長：ないようですので、本件は、取消と決定してご異議ありませんか。

議 場：異議なし。

議 長：それでは、本件は、取消と決定します。

議 長：次に、議案第27号「農地法第4条の規定による許可申請について」を議題とします。1番について、事務局の説明をお願いします。

事 務 局：1番の申請地は、音戸町渡子2丁目〇〇〇〇番〇、地目は田、面積は405㎡の第2種農地です。転用目的は、進入路及び物置、駐車場として利用するためです。

しかしながら、昭和46年度頃から進入路及び物置、駐車場として利用されており、農地法に基づく手続が事後になった旨の始末書添付の申請となっております。

関係法令については、都市計画法による開発許可及び宅地造成等規制法による許可は不要であり、農振農用地区域には指定されておられません。

議 長：調査委員の方から、補足説明をお願いします。

高 本 委 員：6番 高本です。申請地は、奥の家の進入路として家を建てたときから使用されており、許可はやむを得ないと思います。ご審議のほどよろしくをお願いします。

議 長：それではご審議願います。ご質疑、ご意見ありませんか。

議 場：なし。

議 長：ないようですので、本件は、許可と決定してご異議ありませんか。

議 場：異議なし。

議 長：それでは、本件は、許可と決定します。

議 長：2番について、事務局の説明をお願いします。

事 務 局：2番の申請地は、安浦町安登西6丁目〇〇〇番〇、地目は田、面積は783㎡の第2種農地です。

転用の目的は、駐車場10区画として整備し、使用するものです。

関係法令については、都市計画法による開発許可及び宅地造成等規制法による許可は不要です。また農振農用地区域には指定されておられません。

議 長：調査委員の方から、補足説明をお願いします。

今 井 委 員：9番 今井です。申請地は、しばらく耕作されておらず、近隣の会社に駐車場として貸すということでした。道路側に水路がありましたので、土砂流入等に気をつけるよう指導しました。許可はやむを得ないと思います。ご審議をよろしくをお願いします。

議 長：それではご審議願います。ご質疑、ご意見ありませんか。

議 場：なし。

議 長：ないようですので、本件は、許可と決定してご異議ありませんか。

議 場：異議なし。

議 長：それでは、本件は、許可と決定します。

議 長：次に、議案第28号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題とします。1番について、事務局の説明をお願いします。

事 務 局：1番の申請地は、郷原町字東神田〇〇〇〇番〇ほか3筆、地目は田、面積は合計で471㎡の第2種農地です。転用の目的は、住宅、駐車場及び庭として利用するため、売買するものです。しかしながら、写真でもお分かりのように、既に住宅及び駐車場として利用されているため、農地法に基づく手続が事後になった旨の始末書添付の申請となっております。関係法令については、都市計画法による用途変更の許可が必要となり、担当部局に申請済みで、既に許可できる状態である旨、関係課より連絡を受けており、本日の総会で決定しましたら、本日付けで同時許可となる予定です。宅地造成等規制法による許可は不要で、農振農用地区域には、指定されていません。

議 長：調査委員の方から、補足説明をお願いします。

宮 脇 委 員：4番 宮脇です。申請地は、既に家が建っており、奥側に庭と畑がありました。以前から家が建っており、許可はやむを得ないと思います。ご審議のほどよろしくをお願いします。

議 長：それではご審議願います。ご質疑、ご意見ありませんか。

議 場：なし。

議 長：ないようですので，本件は，許可と決定してご異議ありませんか。

議 場：異議なし。

議 長：それでは，本件は，許可と決定します。

議 長：2番について，事務局の説明をお願いします。

事 務 局：2番の申請地は，安浦町内海南2丁目〇〇〇〇番〇ほか1筆，地目は田，面積は合計で890.13㎡の第2種農地です。

転用の目的は，住宅4棟と駐車場8区画として整備し，使用するものです。

関係法令については，都市計画法による開発許可及び宅地造成等規制法による許可は不要です。また農振農用地区域には指定されておられません。

議 長：調査委員の方から，補足説明をお願いします。

今 井 委 員：9番 今井です。申請地は，以前は譲渡人の母親が耕作されていたとのことですが，現在は保全管理状態となっております。周辺に耕作されている農地はなく，許可はやむを得ないと思います。ご審議をよろしくお願いします。

議 長：それではご審議願います。ご質疑，ご意見ありませんか。

議 場：なし。

議 長：ないようですので，本件は，許可と決定してご異議ありませんか。

議 場：異議なし。

議 長：それでは，本件は，許可と決定します。

議 長：3番について，事務局の説明をお願いします。

事 務 局：3番の申請地は，安浦町中央北1丁目〇〇〇〇番〇，地目は畑，面積は416㎡の第2種農地です。

転用の目的は，住宅1棟と駐車場6区画として整備し，使用するものです。

関係法令については，都市計画法による開発許可及び宅地造成等規制法による許可は不要です。また農振農用地区域には指定されておられません。

議 長：調査委員の方から，補足説明をお願いします。

今 井 委 員：9番 今井です。申請地は，安浦駅裏の区画整理された場所にあり，父の所有する土地に息子が家を建てるとのことです。住宅街で周りに耕作している農地はなく，許可はやむを得ないと思います。ご審議よろしくお願いします。

議 長：それではご審議願います。ご質疑，ご意見ありませんか。

議 場：なし。

議 長：ないようですので、本件は、許可と決定してご異議ありませんか。

議 場：異議なし。

議 長：それでは、本件は、許可と決定します。

議 長：4番について、事務局の説明をお願いします。

事 務 局：4番の申請地は、安浦町中央3丁目〇〇番〇、地目は畑、面積は550㎡の第2種農地です。

転用の目的は、隣接する施設の駐車場5区画として整備し、使用するものです。

関係法令については、都市計画法による開発許可及び宅地造成等規制法による許可は不要です。また農振農用地区域には指定されておりません。

議 長：調査委員の方から、補足説明をお願いします。

今 井 委 員：9番 今井です。申請地は、隣接する福祉施設の利用者用駐車場として使用されるということです。道路側に水路がありますが、周りに耕作している農地はなく、許可はやむを得ないと思います。ご審議よろしくをお願いします。

議 長：それではご審議願います。ご質疑、ご意見ありませんか。

議 場：なし。

議 長：ないようですので、本件は、許可と決定してご異議ありませんか。

議 場：異議なし。

議 長：それでは、本件は、許可と決定します。

議 長：5番について、事務局の説明をお願いします。

事 務 局：5番の申請地は、蒲刈町大浦字殿河内〇〇〇番〇、地目は畑、面積は1,135㎡の第2種農地です。転用の目的は、保養施設2棟及び駐車場10区画として利用するため、売買するものです。関係法令については、都市計画法による開発許可及び宅地造成等規制法による許可は不要で、農振農用地区域には、指定されていません。

議 長：調査委員の方から、補足説明をお願いします。

長 迫 委 員：13番 長迫です。申請地は、現在耕作されておらず、譲受人の企業が保養施設と駐車場として使用することです。許可はやむを得ないと思います。ご審議よろしくをお願いします。

議 長：それではご審議願います。ご質疑、ご意見ありませんか。

議 場：なし。

議 長：ないようですので、本件は、許可と決定してご異議ありませんか。

議 場：異議なし。

議 長：それでは、本件は、許可と決定します。

議 長：6番について、事務局の説明をお願いします。

事 務 局：6番の申請地は、豊町久比字野坂〇〇番〇、地目は畑、面積は91㎡の第2種農地です。転用の目的は、資材置場として利用するため、売買するものです。関係法令については、都市計画法による開発許可及び宅地造成等規制法による許可は不要で、農振農用地区域には、指定されていません。

議 長：調査委員の方から、補足説明をお願いします。

長 迫 委 員：13番 長迫です。申請地は、道路沿いで資材置場として使うのに便利がいいので農地転用したいとのことで、許可はやむを得ないと思います。ご審議よろしくをお願いします。

議 長：それではご審議願います。ご質疑、ご意見ありませんか。

議 場：なし。

議 長：ないようですので、本件は、許可と決定してご異議ありませんか。

議 場：異議なし。

議 長：それでは、本件は、許可と決定します。

議 長：7番について、事務局の説明をお願いします。

事 務 局：7番の申請地は、倉橋町字飛路井〇〇〇〇〇番〇、地目は畑、面積は2,927㎡の農振農用地区域内の農地です。

転用の目的は、消波ブロック製作及び資材置場等として使用するため、賃借し、一時転用するものです。

規模等につきましては、消波ブロック製作一式1,200㎡、現場事務所2棟13㎡、資材置場一式100㎡ほか進入路を整備し、転用期間終了後は、農地に復元する計画です。

なお、農振農用地区域内にある農地の転用は、原則、許可することができないとなっておりますが、本件転用は、広島県が実施する農地保全整備事業に係る資材置場等として使用するもので公益性が高く、転用期間は1年であり、農業振興地域整備計画の達成に支障を及ぼさずおそれがないと認められることから、農地転用許可の不許可の例外規定（施行令第4条第1項第1号）に該当しますので、許可、不許可の審議を諮るものです。

その他、関係法令については、都市計画法による開発許可、及び宅地造成等規制法によ



る許可は不要です。

議 長：調査委員の方から、補足説明をお願いします。

高 本 委 員：6番 高本です。申請地付近では、ここ数年広島県の護岸工事が行われており、資材置場や現地事務所として使われています。地主は音戸の人で、返しても耕作されるかどうかわかりませんし、なにより公共性の高い工事だと思いますので、許可はやむを得ないと思います。ご審議よろしくをお願いします。

議 長：それではご審議願います。ご質疑、ご意見ありませんか。

議 場：なし。

議 長：ないようですので、本件は、許可と決定してご異議ありませんか。

議 場：異議なし。

議 長：それでは、本件は、許可と決定します。

議 長：次に報告事項について、事務局の説明をお願いします。

事 務 局：議案書の7ページから11ページまでをご覧ください。

市街化区域内の農地について、この1か月間に農地の転用届出に関する専決処理規程により受理したもので、農地法第4条の規定による届出が5件、農地法第5条の規定による届出が6件ございましたので、報告します。

続きまして、議案書の12ページをご覧ください。耕作者が、農地の保全又は利用の増進のための道水路等を設置する場合や2アール未満の規模の農業用施設を設置する場合は、農地法の規定による転用許可は不要ですが、この場合、農地転用(農業用施設)届出書の提出を求めています。届出書の提出が2件ありましたので報告します。

続きまして、議案書の13ページをご覧ください。この1か月間に非農地判断等に関する事務決裁規程により処理したもので、13ページの非農地証明申請について6件を証明しましたので報告します。

議 長：推進委員さんから、何かご意見があればお願いします。

推 進 委 員：なし。

議 長：その他、事務局から何か説明事項はありますか。

事 務 局：農業委員等の公務災害補償制度について

活動記録簿の提出について

第2回農地パトロールの日程について、説明を行う。

荒谷委員：活動記録簿を提出した後に内容を見てもらって、趣旨から外れたことを書いていたら、修正するよう指摘してください。

議 長：今までを通して、ご意見、ご質問はありませんか。

議 場：なし。

議 長：それでは、次回の日程を申し上げます。

次回、令和4年第8回総会は、8月31日 水曜日 午後2時 から

場所は、呉市役所 7階 755から758号室です。

議 長：以上で令和4年第7回呉市農業委員会総会を閉会します。

本日のご審議、ありがとうございました。

(午後2時45分)